学生イノベーションチャレンジ推進事業実施要綱

(趣旨)

- 第1条 岡山市は、若者ならではの柔軟なアイデアの提案・実践による地域課題の解決や、大学等で学んだスキルを活用した起業へのチャレンジの促進等を図るとともに、地域づくりを担う人材育成と若者の地域への定着を推進するため、学生が必要に応じて企業や地域、NPO等と協働して取り組む事業を実施する。
- 2 前項の事業に対しては、学生イノベーションチャレンジ推進事業補助金交付要綱に 定めるところにより、学生イノベーションチャレンジ推進事業補助金(以下「補助金」 という。)を交付する。

(実施主体)

第2条 岡山市は、第1条第1項の事業について、学生イノベーションチャレンジ推進 プロジェクトコーディネート業務委託企画競争審査委員会で適切な事業運営を確保 できると認められた事業者(以下「コーディネーター」という。)に委託するものと する。

(参加対象)

第3条 本事業への参加対象は、大学等の学生と学生ソログループ部門に参加を希望する教職員とする。

(活動期間)

- 第4条 学生ソログループ部門の活動期間は、補助金の交付申請から活動報告会の開催 日までとする。
- 2 学生ジョイントグループ部門の活動期間は、グループ組成や活動テーマの決定から 活動報告会の開催日までとする。
- 3 補助金を活用できる期間は、補助金交付決定日から活動報告会の開催日までとする。 (実施場所)
- 第5条 原則、岡山市内とする。ただし、本事業に有用であると岡山市が認めた場合は、 この限りではない。

(活動内容)

- 第6条 学生ソログループ部門及び学生ジョイントグループ部門の各グループは、活動テーマと活動コース(ソーシャルビジネスチャレンジ又はスモールビジネスチャレンジ)を決定し、各グループで作成する事業計画に沿って活動する。学生ジョイントグループ部門のグループについては、コーディネーターが学生の意向を尊重しながら、グループを組成する。
- 2 学生ジョイントグループ部門の学生は、活動に必要な知識やスキル等を養うため、コーディネーター主催の座学に参加しなければならない。
- 3 学生ソログループ部門及び学生ジョイントグループ部門の各グループは、11月に行 う中間報告会、2月に行う活動報告会に参加し、活動状況等を報告しなければならない。 (活動方法)
- 第7条 学生は、次の各号の新型コロナウイルス感染症対策を踏まえて対応しなければな

らない。対応がなされない場合、市長は活動の停止や中止を求めることがある。

- (1) 学生の申込は、在籍する大学等の感染対策ガイドラインに則ること。
- (2) 学生の活動は、原則オンラインとすること。 ただし、次の場合は対面で実施できるものとする。
 - ア 学生ソログループ部門において、大学等の判断で対面活動を実施する場合。
 - イ 上記アを除き、今後の新型コロナウイルス感染症の状況等により、市長が学生の対面活動を認める場合。

対面でミーティングを行う際は、コワーキングスペースのようなオープンな場所で開催しなければならない。個人宅などでの開催は禁止とする。

- (3) 学生は、市が示している感染症対策ガイドライン及び県の感染対策の要請に従って行動すること。
- 2 学生ジョイントグループ部門がミーティングを開催する場合、コーディネーターに日時・手段・場所・内容等を事前に連絡し、コーディネーターの承認を得てからメンバーとコーディネーターに告知しなければならない。

(活動の広報)

- 第8条 本事業を推進するため、学生はイベントの開催や冊子の完成などを周知広報しなければならない。その際には、岡山市政策企画課(学生イノベーションチャレンジ推進事業担当)に「広報連絡票」(別紙)を提出すること。
- 2 広報の実施及び印刷物等の作成にあたっては、取り組む事業が「岡山市学生イノベーションチャレンジ推進事業」への参加事業であることを明示しなければならない。 (ハラスメントの禁止)
- 第9条 学生は、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、活動意欲の低下や活動環境を害することを自覚し、男女共同参画に配慮して、「セクシュアル・ハラスメント」や「モラル・ハラスメント」等のあらゆるハラスメントをしてはならない。 (違反行為の措置)
- 第10条 前条の規定を守らなかったものは、グループから除名することがある。 (成果物に関する留意事項)
- 第11条 成果物の作成にあたっては、著作権の侵害等に十分配慮しなければならない。
- 2 本事業の成果物の著作権が補助事業者に帰属する場合は、市長が当該成果物を無償で 利用することを承諾するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に当たって必要な事項は市長が 別に定める。

附則

1 この要綱は、令和3年6月23日から施行する。